

◆ 介護事業指定（通所介護）の概要及び要件 ◇

通所介護事業とは、日帰り介護施設（デイサービスセンター）等に通わせ、当該施設において、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練をおこなうサービスのことをいいます。

最近では機能訓練を重視した施設の指定が多くなっております。

(1) 人員要件

人員指定基準

職 種	配置条件	資格要件	兼 務
管理者	常勤1人以上	なし	同一通所介護事業所内のほかの職種 あるいは、同一敷地内にある他の事業 所の管理者は兼務可能
生活相談員	常時1人以上	社会福祉士、社会福祉主事または同等 の能力を有するもの（東京都はケアマ ネ可）	同一事業所内の他の職務と兼務可
介護職員	利用者15人まで常時1 人以上それ以上は利用 者5人増ごとに1人増	なし	同一通所介護事業所内のほかの職種 あるいは、同一敷地内にある他の事業 所兼務可能
生活相談員と介護職員でどちらかが常勤1人			
看護職員	常時1人以上	看護師及び准看護師	同一通所介護事業所内のほかの職種 あるいは、同一敷地内にある他の事業 所兼務可能
機能訓練指導員	1人以上	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、 看護師、准看護師、柔道整復師、あん 摩マッサージ指圧師	同一通所介護事業所内のほかの職種

※利用者10名以下の小規模デイサービスでは、生活相談員、看護職員、または介護職員のうち、常勤は1名以上でよいことになっています。

(2) 設備要件

指定通所介護を始めるための施設設備に必要なものは、食堂、機能訓練指導室、静養室、相談室、事務室、その他の設備及び備品等とされています。機能訓練室と食堂については、それぞれの実施に支障が無い場合は同一の場所とすることができるため、「食堂及び機能訓練室」と表示することが多いです。また、この「食堂及び機能訓練室」の面積が利用定員の基準ともなりますので、まずは、利用定員を計画するのがよいでしょう。

設備基準

設 備	仕 様 ・ 広 さ 要 件 等
食 堂、機能訓練室	利用者1人3㎡以上、兼用可
静養室	適当な広さ
相談室	プライバシー配慮されたスペースであること
事務室	事務、書類を収納するために適当な広さ
その他の設備	トイレ、サービス提供する場合は厨房・浴室

※ 設備は通所介護専用であることが原則ですが、事務室等通所介護事業に支障がない場合は、他の事業と共用できます。

(3) 様式及び添付書類

- 1 申請書（第1号様式）
- 2 記載事項（第6号様式）
- 3 定款（原本証明）
- 4 会社履歴事項証明書（目的に記載必要）
- 5 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- 6 雇用契約書の写し（就業規則がない場合）
- 7 資格証等の写し（原本提示または原本証明）
- 8 管理者の経歴書
- 9 施設の写真（備品等搬入後にも必要）
- 10 事業所の平面図（備品2万円以上の表示）
- 11 事業所の部屋別施設一覧表
- 12 報告書（関係法令誓約書）
- 13 運営規程
- 14 事業計画書
- 15 収支計画書
- 16 送迎車の写真及び車検証の写し
- 17 苦情処理の措置概要書
- 18 損害保険証の写し（保険証が間に合わない場合、領収書のコピー可）
- 19 賃貸借契約書（所有の場合、登記事項証明書）
- 20 預金残高証明書又は通帳コピー
- 21 誓約書

※ 他確認事項

建築基準法、消防法、衛生法（食事を調理する場合は保健所へ）についても確認が必要です。

以上